

活動支援費確認書から支援活動収支報告書への変更点

2020/6/20

①現場での収支相殺ができるように、収入（謝金等）と支出（活動費等）を記述できるようにした。

②「活動支援費に関する運用指針」を2019年11月から運用しているが、活動費用として計上できる費用が分かりにくいいため、良く発生すると思われる項目を予め様式の中に記述した。

・活動費、講師準備費、宿泊費、事前案件調整費、資機材購入費、搬送費、飲食代、謝礼費

③現場で領収書を簡便に発行できるように、様式の中に領収書を埋め込んだ。

以上